

2 共通確認事項

(1) 施設使用について

- ①学校施設・備品を借用する場合は、学校長の許可を得る。
- ②サッカーゴールや鉄棒等を移動した場合は確実に元に戻す。
- ③各部所有の用具・備品は、所定の場所に片付け、私物は原則として持ち帰る。
- ④学校施設・備品の利用については、学校・学年・学級行事・PTA行事を優先する。
- ⑤学校施設・備品を破損させた場合は、弁償する。（校長、教頭まで連絡）
- ⑥駐車場利用は体育館下を利用する。（土・日・祝日等も体育館前は駐車しない）
- ⑦体育館の開閉は、貸し出されたカギを使用する。カギは父母会等で適切に管理し、コピーは厳禁とする。
- ⑧部室等のカギを交換する場合は、必ず学校へ届け出、スペアキーを提出する。

(2) 活動計画

- ①活動時間は、学校の教育活動時間外で行う。練習時間については、以下の通りとする。

◇平日（2時間以内）	◇休日・祝祭日（3時間以内）
【詳細（平日）】夏季：4月～10月 冬季：11月～3月	午後4時30分～午後6時30分【完全下校18：45】 午後4時00分～午後6時00分【完全下校18：15】

- ②練習は、必ず指導者あるいは責任者監視の下で行うこと。
- ③部活動の活動時間を守り、終了後は寄り道せずに帰宅させること。（原則、一旦帰宅してから参加する）
- ④毎月第3日曜日〈家庭の日：ファミリー読書の日〉は、学校施設の開放は行わない。活動を休止し、家族や地域で過ごさせる。
※平日は少なくとも1日、毎週土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ⑤技術・技能の向上と共に、生活指導面もあわせて指導する。（あいさつ、言葉遣い、奉仕活動等）
- ⑥傷害保険に必ず加入させること。（部活動でのケガは、部活動スポーツ傷害保険で対応する）
※学校の災害保険は適用できません
- ⑦練習終了時刻が定刻より遅くなった場合は、保護者等で確実に送迎する。
- ⑧地域〈各自治会等〉の行事がある場合は、可能な限り部活動を休みにし、積極的に行事等に参加させる。
- ⑨部活動前後の買い食いは厳禁とする。
- ⑩学校内への自転車の乗り入れを禁止する。
- ⑪携帯電話の使い方の指導（待ち時間帯にゲームやYouTube視聴等は厳禁）
（保護者への連絡の目的以外使用しない指導をお願いします）
- ⑫学校敷地内域での喫煙・飲酒は厳禁とする。 また、大会や練習試合の

- 際はゲストチームにも周知・徹底する。(正門周辺での喫煙も不可)
- ⑬外部チームを招待しての練習試合や、大会後のゴミの処理については、各団体持ち帰りとする。
 - ⑭児童の体力面を考慮し、学校での教育活動に支障が出ない活動計画を立てる。

(3) 下校後の対応、その他

- ①下校後は一旦帰宅してから部活動に参加する。尚、自宅が遠く活動に支障のある児童のみ直接参加を認めるが、必ず保護者等の管理下にあるものとする。
- ②練習日と練習時間の一覧表を作成し、学校と連携を図る。学校行事やPTA作業等諸行事との重なりが出ないように計画する。大会や練習試合で本校施設を利用する場合は、駐車場係を配置し、他の部活動や教職員の出入りに支障の無いように配慮する。
- ③サッカーゴールの移動やバレーボールのポールの設置等は、危険を伴うので、必ず大人と一緒にやる。
- ④部活動として活用する消耗品的なもの（紙、砂、石灰、トイレットペーパー等）の予算は父母会から捻出する。
- ⑤チーム内でインフルエンザ等疾患にかかった児童数が増えた場合は練習を中止し、拡大防止に努めて下さい。（学校からの指示・勧告等）

※共通確認事項が守られない場合は、施設の利用を制限することもある。

(4) 練習（チーム活動）計画について

- ①「共通確認事項」を遵守すること。
- ②2か月前から許可申請を行い、必ず許可書を得てから活動する。
- ③ダブルブッキング（申請が重なる）等のトラブルを防ぐため、事務室前にあるオレンジのファイルにて確実に日程（行事予定）を確認し、学校行事や他のチームへ迷惑をかけないように注意する。
- ④宜野湾小学校で大会を開催する際は、前もって申請し、許可をとる。

※感染状況等、諸事情により、大会が開催できないことがあることをご承知下さい。

3 連絡事項の追記

(1) 令和6年度 宜野湾小学校 部活動（スポーツ少年団等）連絡協議会で確認済

- ①運動場・体育館内のトイレの洋式化（7基とも夏休みに完了予定）
- ②学校近辺でハブが出現した
（夕方、夜の時間帯や石垣ガジュマル周辺など出そうな場所では注意する！）
- ③体育館下駐車場の防球ネットについて
 - ◆PKなど、直接蹴るなどの練習をしない、させない
 - ◆穴が開いている（塞いだ方がいいのでは？：安全点検結果より）
- ④体育館下駐車場の消火器（2か所）の扱いに留意。（設置が義務）
- ⑤地域より水銀灯のつけっぱなしの指摘あり。嚴重注意する。
- ⑥駐車場内でのボール、道具を使った練習をしない。(アパート駐車場から苦情有り)
- ⑦正門付近での喫煙は厳禁（地域からの苦情有り。常に観られている）